

自動車事故による代車料の損害賠償

先日、当社従業員Aが自動車運転中、前方を走行中のB所有の自動車に追突するという事故を起こしてしまいました。後日、Bから事故による修理費用及び代車料といった物損に関する損害賠償請求を受けたのですが、Bは事故車の修理期間中タクシーを使用し、代車を使用していないことが判明しました。この場合、AはBに対し代車料を賠償しなければならないのでしょうか。

1. 自動車事故による代車料の損害賠償については、事故により車両の修理あるいは買替えが必要となり、それにより車両が使用不能となる期間に、代替車両を使用する必要がある、かつ現実使用了ときは、その使用料が相当性の範囲内で認められるというのが基本的な考え方とされています。
2. 代車の必要性が認められる場合、被害者はその分の不便を強いられることになります。その場合、代車を実際に使用していなくとも代車料相当額の賠償が認められるかという、いわゆる仮定的代車料が問題となりますが、実際に代車を使用した場合にのみ代車料の賠償が認められるというのが原則です。
3.
 - (1) 事故後も修理しないまま当該車両を使用している場合について、「代車料は、代車を使用する必要性があることに加え、現実代車を使用したか又は代車使用の蓋然性がある場合に損害として認められるものである」としたうえで、被害車両の損傷の程度に加え被害者が未だに被害車両を修理しないまま使用していることなどの事情から、代車使用の蓋然性があるとまでは認められないというべきであると判示し、代車料の請求を否定した裁判例があります（東京地裁平成15年8月28日判決）。
 - (2) 事故後の通勤にバスを利用し、代車を使用しなかった場合について、被害者は被害車両の損傷により会社に通勤するにあたり電車、バスを利用せざるを得なかったことを認定し、バス利用代金相当額の損害賠償を認めたものの、代車については、「実際には代車を借りていないのであり、本件全証拠によるも、代車の必要性を認めるには足りないし、タクシーを利用したこと及びその必要性を認めるに足りる証拠もない」と判示し、代車料の請求を否定した裁判例があります（東京地裁平成14年9月9日判決）。
 - (3) 通勤用に使用していた車が事故により破損したため事故後の通勤は電車や自転車を使用していた場合について、被害者は、本件事故前、自宅と勤務先との通勤や荷物の運搬等に被害車両を使用していたが、本件事故により被害車両が損傷したため、被害車両の修理を依頼し、修理の完了するまで被害車両を使用できなかったとしたものの、被害者は「その間、通勤には電車や自転車を使用したほか、荷物等を持ち帰らないですむよう残業や休日出勤をすることによって対処し、レンタカー等の代車を借りて使用することはしなかった」という

具体的な事情を認定したうえで、結局のところ、被害者に代車使用の必要性があったとするには、疑問があり、代車の必要性を認めるに足りる的確な証拠はないと判示した裁判例（東京地裁平成 10 年 3 月 24 日判決）があります。

- (4) 被害者が事故後にタクシーを利用したものの代車を使用しなかったという場合について、「代車（レンタカー）を使用した費用を損害として認めることができるのは、代車使用の必要性が認められ、かつ、現実には代車を使用したときに限られる」としたうえで、被害者が現実には代車を使用していないことを認定し、被害者の請求は仮定的代車料の支払を求めるものであって理由がないとして代車料の請求を否定した裁判例があります。

なお、この裁判例は、「この場合においても、バス、地下鉄などの公共交通機関の利用料金相当額は損害として認めることができるし、タクシーを利用する必要があるときは、その利用料金が損害として認められる」と判示し、被害者の公共交通機関利用料金相当額の賠償請求を認めています（東京地裁平成 13 年 11 月 29 日判決）。

4. なお、代車料の損害賠償に関しては代車使用の期間も問題となります。

事故により経済的全損の状態に至った場合の代車料について、「本件事故により被害車両は経済的全損となったものであるから、代車は通常の買い換えに必要な期間のみ認めるのが相当である」と判示した裁判例があります（名古屋地裁平成 10 年 11 月 20 日判決）。

また、事故の賠償に関し示談等交渉を要する場合があります。その結果、代車使用期間が長期化する場合があります。この点、「被害者が納得するための説明、交渉等に時間を要し、その結果、修理又は買替手続に着手する以前の交渉等に費やされた期間に代車料が生じたとしても、それが、加害者（損害保険会社の担当者）の具体的な説明内容や被害者との交渉経過から見て、通常の被害者が納得して修理又は買替手続に着手するに足りる合理的な期間内の代車料にとどまる限り、加害者（損害保険会社）はその代車料についても当然に負担する責任を負わなければならない」との一般論を述べたうえで、事故後、被害者が保険会社担当者から最終的な賠償額の提示を受けるまでの期間に、被害者が今後の対応を検討するための猶予期間（事案では 2 週間）及び買替手続に着手してから完了するまでの期間（事案では 2 週間）を加算した期間を代車使用が必要であったと認められる合理的で相当な期間であると判示した裁判例があります（東京地裁平成 13 年 12 月 26 日判決）。

本件の場合、B は実際にはタクシーを使用していたのみであり代車を使用していないことから代車料は原則として認められません。この場合、バス、地下鉄などの公共交通機関を利用する必要性が認められるときは、公共交通機関の利用料金相当額は損害として認められ、さらにタクシーを使用する必要性が認められるときは、その利用料金が損害とされます。